

令書

一 第一項、解雇者、藤原徳七郎又佐藤島之助、両名トス
二 第二項、金一封トス其、内容四六四円八五錢ヲ言フ

右又申(通)報候也

従業員代表 藤原徳七郎
親同盟代表 上原塔義

立會人 浜田兼義
荒井芳夫

中村 理



警視總監 告原 甚

常務理事 芳村 甚
調査部 昭和十一年三月八日
事務主任 岡田 甚

○ 内務大臣 末次信正 殿
社 會 高 官 殿
岩 縣 知 事 殿 (受知特留)

大東紡織株式會社 工場労働者協議解決ニ関スル件

要旨 本件は、大東紡織株式會社(本社)工場労働者協議解決ニ関スル件

標記 工場労働者協議解決ニ関スル件ニ付、本件は、大東紡織株式會社(本社)工場労働者協議解決ニ関スル件
會社 代表 岡田 甚
立會人 荒井 芳夫
親同盟代表 上原 塔義
従業員代表 藤原 徳七郎 佐藤 島之助
本件は、大東紡織株式會社(本社)工場労働者協議解決ニ関スル件